

Japan tax alert

EY税理士法人

日本、韓国向け輸出管理の運用を厳格化

EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

エグゼクティブサマリー

2019年7月1日、日本政府は、韓国向け輸出管理の運用を厳格化することを発表しました。今回の措置により、7月4日から韓国へ輸出される主に液晶画面や半導体の製造に使われる特定品目（フッ化水素、フッ化ポリイミド、レジスト）の輸出許可の手続きが厳格化されるほか、輸出規制に関わるいわゆる「ホワイト国」から韓国を削除する手続きが開始されます。

詳細

経済産業省は1日、外国為替および外国貿易法（以下、「外為法」）に基づく輸出管理を適切に実施する観点から、韓国向けの輸出について厳格な制度の運用を行うことを発表しました。これにより、4日から以下の3品目に該当する韓国向け貨物の輸出（および関連する製造技術の移転（製造設備の輸出に伴うものを含む））について、従来の包括輸出許可（一度取得すれば最長3年間有効）の適用対象外となり、輸出者は個別に輸出許可申請を求められ、輸出審査（通常1カ月以上の期間を要する）が実施されることとなります。

（規制強化される韓国向け貨物3品目）

- ▶ フッ化水素（輸出貿易管理令別表第1（以下、別表第1）、3の項（1）貨物等省令第2条1項一号へに該当する貨物）
 - ▶ 軍用の化学製剤の原料となる「フッ化水素」
 - ▶ 軍用の化学製剤の原料となる「フッ化水素」を含む混合物で、「フッ化水素」等の規制物質の含有量が全重量の30%を超えるもの

- ▶ フッ化ポリイミド(別表第1、5の項(17)、貨物等省令第4条1項十四号ロに該当する貨物)
 - ▶ フッ化化合物であって、結合フッ素の含有量が全重量の10パーセント以上のフッ化ポリイミド
- ▶ レジスト(別表第一、7の項(19)、貨物等省令第6条十九号に該当する貨物)

レジストであって、次のいずれかに該当するもの(またはそれらを塗布した基板)

- ▶ 半導体用のリソグラフィに使用するレジストであって、
 - (1) 15ナノメートル以上193ナノメートル未満の波長の光で使用する事ができるように最適化したポジ型レジスト
 - (2) 1ナノメートル超15ナノメートル未満の波長の光で使用する事ができるように最適化したレジスト
- ▶ 電子ビームまたはイオンビームで使用するために設計したレジストであって、0.01マイクロクロン毎平方ミリメートル以下の感度を有するもの
- ▶ 表面イメージング技術用に最適化したレジスト
- ▶ 45ナノメートル以下の線幅を実現するインプラントリソグラフィ装置に使用するよう設計または最適化したレジストであって、熱可塑性または光硬化性のもの

これら3品目は主に液晶画面や半導体の製造に使われ、日本企業が9割前後のシェアを占めるといわれ、韓国向けのみならず、これらを使用した韓国産半導体等の輸出減少など、グローバルサプライチェーンへの影響が懸念されています。

加えて政府は、いわゆる「ホワイト国」から韓国を削除すべく、7月24日までの期限でパブリックコメントの募集手続きを1日より開始しました。「ホワイト国」(輸出貿易管理令別表第3の国)とは、大量破壊兵器等に関する条約に加盟し、かつ、輸出管理に係る国際合意のすべてに参加し、大量破壊兵器の拡散が行われる恐れがないことが明白な国を指す俗称として日本政府が使用しているものです。現在は米国やEU等の27カ国が含まれ、アジアでは唯一韓国が含まれています。「ホワイト国」向けの規制貨物の輸出や技術の移転は、前述の包括許可制度が広く適用されることに加え、貨物等の用途や需要者に基づく補完的輸出規制(いわゆるキャッチオール規制)における手続きでは許可申請が不要となる等、「ホワイト国」向けの輸出には優遇措置が与えられています。

仮にパブリックコメント後に法令が公布された場合、公布の日から起算して21日後に改正法令が実施される予定であり、早ければ8月下旬より個別許可の対象となる取引が上記3品目以外にも拡大することが懸念されます。

軍用品への転用が可能な貨物等の輸出規制については、1996年に発足したワッセナー・アレンジメント等の国際合意に基づき、各加盟国で国内法が整備され、国際的な輸出管理が行われてきました。今回の一連の措置は、韓国政府との関係に起因する日本独自の見直しの動きであることから、今後の日韓両政府の対応が注目されます。

企業が検討すべき対策

- ▶ 規制強化が行われた3品目を含め、韓国向けに輸出規制に該当する物品の輸出・技術の移転があるか否か確認する
- ▶ 3品目の該当品や関連する該当技術の移転がある場合には、規制強化の実施に伴い、個別許可の対象になることを取引先等の関係者に連絡する
- ▶ 個別輸出許可の取得手続きを確認し、誤った認識による違法輸出が行われないよう社内に周知する

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

大平 洋一

パートナー

yoichi.ohira@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20190725

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp